

169-参-厚生労働委員会-11号 平成20年5月15日

○介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案（衆議院提出）について、福島みずほ議員の質問に対し、山井和則が答弁。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

閣法と、それから介護労働者の労働条件を向上させるための議員立法、共に必要な重要なことだと思います。

それで、議員立法の方の介護労働者の労働条件を向上させるための施策のための立法ですが、端的に介護労働者の労働条件を向上させるためにどのような施策が必要と立法者は考えますか。

○衆議院議員（山井和則君） 福島委員、御質問ありがとうございます。お答えをさせていただきます。

労働条件の向上、様々な向上がございますが、今一番急務なのはまさに賃金上げでございます。一般の労働者に比べて三割介護労働者の賃金は低いと言われております。魅力ある職場づくりも重要であります。やはり最も急務であるのはこの賃金をいかに引き上げるかということでありまして、このことに関しましては、高齢社会をよくする女性の会の方々を中心に、十五万人を上回る方々から賃金上げの署名も行われました。

それで、ではどうするかということですが、まず第一に介護報酬を引き上げる、しかしこれだけでは十分ではありません。介護報酬を引き上げても、その部分が介護労働者の賃金に移るかどうかという担保はありません。その意味では、介護報酬を早急に引き上げる、それとともに、それができるだけ高いパーセンテージで賃金の引上げにつながる、そういう仕組みをつくるのが賃金の引上げに必要であると考えております。

また、この介護報酬を引き上げて賃金を引き上げる方法につきましては、民主党の法案では、上乘せされる介護報酬の全額を国庫負担とすることにより、利用者の自己負担や介護保険料の引上げにつながらないようにしておりました。しかし、この点については衆議院の議論の中で与野党様々な意見がございましたので、このことに関しては、今回の超党派で委員長提案をしております法案では、どういうふうにして介護報酬を引き上げてその財源を確保するかということについてはまだ明確になっておりません。このことについては、今後早急に与野党で協議を行ってまいりたいと思います。

最後になりますが、何より重要なことは、これは決議ではなく法律、法案でございますから、これが成立した暁には、確実に来年の四月の時点では介護職員の賃金が、程度は幾らになるということは当然でございますが、確実に引き上げられるということにならないと、これはすべての政党、すべての国会議員がある意味で法違反を犯したということになるわけですから、まさにこのことに関しては党派を超えて、来年四月にできるだけ多く賃金の引上げが行われるように、党派を超えた議論が必要であると考えております。

以上でございます。

○福島みずほ君 はい、ありがとうございます。帰ってくださって結構です。ありがとうございます。

では、大臣にお聞きをいたします。

新潟で行われました労働サミットについてです。所感をお聞きいたします。